

飯山線踏切事故の再発防止を求める

申10号 申し入れ交渉をおこなう！ 1回目

第1項 業務上におけるミスに対しての処分は行わず、原因究明をして対策を講じること！

- 会社として、各系統の社員のことを考えて対策をつくってきた。
- 慰霊碑を建てたのは、痛ましい事故を風化させないためである。事故を起こした人を責めるつもりは毛頭ない。

第2項 支社境界変更は準備期間と冬期を踏まえた教育を実施すること！

- 丁寧に行うことを前提に、事前の準備の中で教育をしていく。
- 移管後も引継ぎのフォローを行っていく。

第3項 踏切故障現場に到着時に踏切支障報知装置を取り扱い、復旧するまで列車を停止させること！

- 踏切故障時は原則迂回である。
- 危険を感じたら PB を押すのは当然の取り扱いである。
- 抑止手配は現場の声を踏まえて行うことを指導していく

**危ないと思ったら
PBを押そう！**

第4項 踏切故障復旧まで運転士に対して通告を継続し、踏切手前で一旦停止し安全確認をすること！

- 乗務員の判断で速度低下、停止することは
運転取扱実施基準第 341 条に則った行動である。

**通告の質を高める
必要性の認識一致！**

第5項 故障調査に専念できる要員の確保と、通行者の苦情・暴力対策として警察に協力要請できる仕組みを確立すること！

- 警察への協力要請は今後も会社として行っていく。
- 現時点で拠点の変更は考えていないが必要な見直しは行っていく。

**協力が必要な時は
指令に要請しよう！**

第6項 第4種踏切の格上げ・廃止および踏切支障報知装置の早急設置をおこなうこと！

- JR 発足当時約 1,300 箇所あった第 4 種踏切は H24 年度末で 480 箇所まで削減してきている。閑散線区や現場の声を踏まえ PB の設置のスピードを上げていく。
- 踏切は道路なので自治体と協議の上今後も進めて行く。
- 閑散線区は、輸送密度で決めたのではなく、支社で判断したものである。

全系統で踏切の安全について議論しよう！